

道路上の不法占用物件(段差解消ブロック等) の撤去にご協力をお願いします

自宅や駐車場前の道路上に段差を解消する目的でブロックや鉄板を継続して設置することは、歩行者や車両(自転車や自動二輪車含む)の事故のほか、雨水排水を妨げて道路の冠水を引き起こす原因ともなり得ることから、道路法第43条で禁止されています。



設置者の皆様には速やかな撤去をお願いいたします。

注意
段差解消ブロックや鉄板が原因となって事故が発生した場合、設置者が責任を問われる場合があります。

・設置者が責任を問われた事例

1999年(平成11年)に大阪府堺市で発生した、原付バイクが段差解消プレートに乗り上げて転倒し、後続車にはねられてしまった死亡事故について、プレートの設置者が道路交通法違反容疑で書類送検されました。

段差を解消するための自費工事について

自宅や駐車場前の段差を解消するためには、道路法第24条に基づく手続きにより、切り下げ工事を自己負担で行っていただくこととなります。詳細につきましては道路課管理担当までご相談ください。

寒川町HP



お問い合わせ先
道路課管理担当
住所: 253-0196
神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
電話: 0467-74-1111(内線: 311、312、313)